

神栖市国土強靱化地域計画の概要

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

近年、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっており、国は、国土強靱化基本法により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。
市は、より一層の防災・減災対策を推進していくため、「国土強靱化地域計画」を策定することとした。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」である。神栖市地域防災計画をはじめとする各種計画について、国土強靱化地域計画の観点から見直しを行う。

第1章 計画の考え方

国土強靱化基本計画及び茨城県国土強靱化計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 基本目標

人命の保護が最大限図られる
市政及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持される
市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 神栖市の地域特性

1. 地勢

神栖市は、茨城県の最南東部に位置し、市域の面積は146.97km²。北東部一帯には、首都圏における主要な工業生産拠点である鹿島臨海工業地帯及び鹿島港が整備され、国内有数のコンビナートが形成されている

2. 人口

神栖市の人口は94,522人、世帯数は37,221世帯。高齢者人口比率(総人口に占める65歳以上の割合)は年々高くなっている

3. 交通機関・道路

路線バスが運行され、近隣市や市内各地域を連絡している。県道50号水戸神栖線をはじめ7路線の県道が配置されている

第3章 想定する自然災害と被害の想定

神栖市に影響を及ぼすリスクとして、大規模自然災害全般(地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等)や大規模事故を想定

第4章 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

1. リスクシナリオの設定

8つの「事前に備える目標」に対するリスクを分析し、神栖市の地域特性を踏まえて、37項目の「リスクシナリオ」を設定

2. 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)

県計画を参考に、7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定

個別施策分野の設定	横断的分野の設定
行政機能/消防含む 住宅・都市・住環境 保健医療・福祉 産業・エネルギー 情報通信・交通・物流 農林水産 国土保全	リスクコミュニケーション 人材育成 官民連携 老朽化対策 研究開発

神栖市国土強靱化地域計画の概要

第5章 脆弱性の評価 / 第6章 リスクシナリオに対する推進方策

リスクシナリオに対する現状の施策を取りまとめ、脆弱性の評価を実施
脆弱性を克服するための課題と、リスクに対する対応方策を検討

設定した施策分野ごとに対応方策を整理

事前に備えるべき8つの目標		対応方策		
1	直接死を最大限防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 住宅における耐震化率 緊急輸送道路等の整備 公共施設等の長寿命化計画 不特定多数の者が利用する建築物等の火災対策の促進 消防関連施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防・消火・救護活動の備え 被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設の津波対策の推進 津波避難対策の推進 洪水ハザードマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難対策 タイムラインの運用 防災教育 防災訓練の実施 要配慮者等の対策 <p>等</p>
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の非常食や資機材の整備 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 応急給水体制などの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 救急救助体制の充実 消防体制及び機能の充実強化 広域行政の推進 自主防災組織の育成強化 帰宅困難者等の受入体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 交通インフラの早期復旧 市内医療機関の充実促進 防疫対策の推進 避難所の機能向上 <p>等</p>
3	必要不可欠な行政機能は確保する	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯体制の強化 防犯意識の高揚 防犯・暴力追放運動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の整備 庁舎等の耐震化、維持管理等の推進 本庁舎及び分庁舎の津波対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 消防施設の津波対策の推進 市の業務継続に必要な体制の整備 <p>等</p>
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備 災害時における行政機関相互の通信手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段の確保 公共施設のインターネット環境の充実 防犯・防災体制に係る緊急時の支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における住民等への情報伝達体制の強化 <p>等</p>
5	経済活動を機能不全に陥らせない	<ul style="list-style-type: none"> 企業の事業継続計画の策定促進 リスク分散を重視した企業誘致等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給事業者との連絡強化 石油コンビナート等の防災体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県への要望活動 地域交通ネットワークの強化 <p>等</p>
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入拡大 水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 災害時の応急給水体制などの整備 下水道事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道に係る業務継続計画策定・施設耐震化等の推進 し尿処理施設の機能保持・老朽化対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス等地域公共交通の確保 ライフラインの早期復旧の促進 治水・海岸保全・洪水対策 <p>等</p>
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	<ul style="list-style-type: none"> 警察・消防等の体制・資機材等の充実強化 海上災害への備え 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽・空き家対策 地震発生時に通行を確保すべき道路への対策 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の拡散・流出防止対策の推進 農地・農業用施設等の保全管理の推進 <p>等</p>
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 建設関係団体との連携強化 復旧・復興を担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 液状化対策、再液状化の周知 地域コミュニティの維持 仮設住宅等の建設・提供 	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信 <p>等</p>

神栖市国土強靱化地域計画の概要

第5章 脆弱性の評価 / 第6章 リスクシナリオに対する推進方策

事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、神栖市の被害の特徴を考慮し、重点的に取り組むべき対応方策を選定した。

影響の大きさや緊急性	・死傷者の発生に係るリスクシナリオ
神栖市の被害の特徴	・津波による被害に係るリスクシナリオ ・石油コンビナートの被害に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき8つの目標		重点化するリスクシナリオ	
1 直接死を最大限防ぐ		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3	必要不可欠な行政機能は確保する
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-5	農地・森林等の被害、林野火災による国土の荒廃

第7章 地域計画の推進と見直し

全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要がある。

施策ごとの重要業績指標や関連事業などの進捗状況を把握するため、年度毎のアクションプランを作成し、重要業績指標に基づき、定期的なフォローアップを行う。